

(別記1)

補助金交付の対象となる経費

経費科目	具体的内容
謝金(※) 委員手当 専門家謝金 講師謝金	専門家委員が委員会に出席したときに支給する手当 * 業界側委員(実施組合の委員)には支給できない。 専門家委員が実地調査等を実施したり、委員会等において外部専門家の意見を聴取したりする場合の謝金 * 業界側委員には支給できない。 専門家委員が成果普及のための説明会等の講師をする場合の謝金 * 本事業に関わりのない専門家は補助対象とならない。
旅費(※) 委員旅費 専門家旅費 調査旅費 職員旅費	* 原則として公共交通機関の利用を対象とし、タクシー代、レンタカー代は補助対象とならない。また、旅費の算定に当たっては、静岡県中央会の旅費規程を準用すること。 * 海外旅費は、海外でなければ事業効果が得られない場合に限り対象となる。 委員が委員会に出席するための旅費 専門家委員が実地調査や講師をしたり、外部専門家が委員会に出席する場合の旅費 * 「謝金」を支出する場合は、謝金と併せて源泉徴収をすること(法人払いを除く。) 業界側委員が実地調査を実施する場合の旅費 組合の専従役職員が委員会への出席や実地調査をする場合の旅費
会議費	委員会のお茶代 * 委員会以外の打合せ等は補助対象とならない。 * 食事代及び菓子代は補助対象とならない。
借損料	委員会等の会場の借上料、展示会等への出展料、機器等のレンタル料、車両の借上料
通信運搬費	委員会等開催通知の発送、調査票等の発送のための費用
印刷費	委員会・展示会等の資料の印刷(コピー)、調査票等の印刷、報告書等の印刷のための費用
原稿料(※)	報告書等作成のための原稿料
消耗品費	本事業の実施に必要な消耗品の購入費 * 他の業務において使用可能な物品は対象とならない。
雑役務費	本事業の実施に必要なアルバイト代とその交通費 * 長期的な継続雇用は補助対象とならない。
委託費	集計作業、試作、加工、ネットワーク・WEBサイト開発等専門的分野の業務を外部の業者・機関等に委託する場合の費用

(※) 謝金、旅費、原稿料に係る源泉徴収を適正に行うこと。徴収義務の有無や税率については、所管税務署等に確認し、指示に従うこと。

(別記2)

## 経費支出基準

謝金等の金額(税込)は、次の基準を上限として決定してください。

### 1. 委員手当

①委員長	30,000円
②その他の専門家委員	20,000円

(\*業界側委員は、委員手当の対象となりません。)

### 2. 専門家謝金

①大学教授、弁護士、公認会計士及び弁理士等(1日)	40,000円
②大学准教授・講師、技術士、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、 ITコーディネーター等(1日)	30,000円
③その他の専門家(1日)	20,000円

### 3. 講師謝金

①大学教授、弁護士、公認会計士及び弁理士等(1時間)	50,000円
②大学准教授・講師、技術士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、 ITコーディネーター等(1時間)	40,000円
③民間企業	
a) 企業経営者等(1時間)	40,000円
b) 部長クラス(1時間)	30,000円
c) 課長クラス(1時間)	20,000円
d) その他(1時間)	15,000円
④社団法人・組合等	
a) 役員等(1時間)	40,000円
b) 事務局長(1時間)	30,000円
c) その他(1時間)	20,000円
⑤公的機関(独立行政法人・公庫等を含む)	
a) 役員等(1時間)	40,000円
b) 部長クラス(1時間)	30,000円
c) 課長クラス(1時間)	20,000円
d) その他(1時間)	15,000円

### 4. 旅費 静岡県中小企業団体中央会の旅費規程を準用

### 5. 会議費

お茶代	委員会1回1人につき	500円
-----	------------	------

6. 原稿料	400 字につき		3,000 円
7. 印刷費			
コピー代		白黒の場合 1 枚	10 円
		カラーの場合 1 枚	20 円
8. 雑役務費		1 時間 (交通費別)	930 円